

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第65回）開催結果概要

1 日時

令和3年5月18日（火）午後1時30分から午後5時まで

2 場所

最高裁判所中会議室（ウェブ会議システムを利用して実施）

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

出井直樹，井堀利宏，畝本直美，奥山信一，川出敏裕，小林篤子，平出喜一，
森田浩美，山田文，山本和彦（座長），横井弘明

（事務総局）

清藤健一総務局総括参事官，石井芳明総務局第一課長，川山泰弘総務局企画官，
岩井一真民事局第一・三課長，福家康史刑事局第一・三課長，
荒谷謙介行政局第一課長，戸苅左近家庭局第一課長

4 意見交換等

（1）第9回迅速化検証報告書案の全体構成等について

川山総務局企画官から，報告書案の全体構成が説明されたほか，今回も，報告書の公表に合わせ，詳細な統計資料をウェブアップする予定としているところ，今回は，新たに，報告書の「新型コロナウイルス感染症の影響と裁判所の対応について」で引用している裁判所が発出した総務局参事官事務連絡もあわせて掲載する予定であることが説明された。

（2）新型コロナウイルス感染症の影響と裁判所の対応について

ア 事務総局からの説明

川山総務局企画官から，前回の検証検討会での議論を踏まえて報告案の記述を

改めるなどしたことが説明された。

イ 意見交換

(出井委員)

- 「新型コロナウイルス感染症の影響と裁判所の対応について」のとりまとめ方は、これで良いと思う。前回は申し上げたとおり、新型コロナウイルス感染症への対応については、裁判所や代理人にとっても初めてのことであったため、試行錯誤というか、裁判所はもともとBCPを定めていたのでそれに沿ってということだったと思うが、弁護士は手探りの状態だったと思う。裁判所、弁護士を含め、司法作用に携わっている認識、司法作用というのは、国民の裁判を受ける権利の実現であるところをしっかりと伝えるべきだと思っているが、それを踏まえても、今回の対応はやむを得なかった面がある。いろんなところで意見を聞くと、裁判所が緊急を要するいくつかの種類の事件については緊急事態宣言下の2か月間でも対応していたが、それ以外の事件についてすべて止めてしまったことが妥当だったかという声を聞く。私としては、初めてのことであったこと、裁判所が感染の拡大に拍車をかけることは防がなければならなかったこと、それからもう一つは、これが2か月ではなく6か月と続けば、また違った答えになったと思うが、一応2か月でここから脱していることからすると、結論としてはやむを得なかったと思う。ただし、緊急を要する事件だけではなく、それ以外の事件であっても、裁判にまでなっている事件であり、個人、企業を問わず、それぞれ皆さん事情があるのであるから、そのような事件を完全に止めることは本当に良かったのか、次に同様の事態が起きた時に今回の経験を生かすべきだと思う。

(小林委員)

- 今回の報告書は、裁判所がコロナ禍でどのように動いたのかについて、総まとめの形で作っていただいたものであり、メディアの立場からだけでな

く、多くの人にとって後世に振り返ったときに歴史的な資料になるのではないかと思う。このような意味で、「4 検証検討会での議論」とか「5 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて」の部分でどういう議論がされたのかというのは非常に重要ではないかと思う。

私がコロナに関連して思ったことは、大きく三つあって、一つは、司法は決して「不要不急」なものではないということであり、「5 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて」に5月の最高裁判所長官の談話の趣旨を踏まえた修文をしていただいたことは良かったと思う。二つ目は、コロナ後の社会では、事件の種類が変化し、新たな紛争が生じることが想定されると思うので、それに対応できることが必要になってくると思う。三つ目は、コロナ禍での工夫が照らし出した裁判所の本質というか、限られた期日を充実させるために皆さんがどのように対応し、工夫されたのか、というところが今まさに話し合っている迅速化にも繋がることではないかと思うので、そこをうまくリンクしていただいたのは非常に良かったと思う。

(敵本委員)

- 「4 検証検討会での議論」の「1 令和2年の月ごとの事件の概況について」のうち、緊急事態宣言下の検察庁における処理のことが記載されている部分について、感染が拡大していても身柄事件は必ず処理し、在宅事件については、早期に処理する必要性があるもの、例えば、時効切迫事案、証拠が散逸してしまうおそれがある事案など、優先順位をつけて処理していたと発言させていただいた。しかし、改めて、この文章を見ると、在宅事件を全くしていないような誤った受け止め方をされてしまわないかが気になる。したがって、そのような趣旨の記載を加えるか、あるいは「身柄事件に絞って」ではなく、「身柄事件を中心に」とするか、要は、在宅事件を全く処理していなかったのではなく、優先順位をつけて処理していたということが分かる形にしていきたい。

(小林委員)

- メディアの立場からすると、「中心に」とだけ書かれると他に何があったのかが分からないため、具体的に他に何があったのかが分かる形で書いていただいたほうが良いと思う。

(清藤総務局総括参事官)

- 修文を検討する。

(3) 民事第一審訴訟事件の統計データ分析について

ア 事務総局からの説明

岩井民事局第一課長から、民事第一審訴訟事件の統計データに関し、従前は、過払金等事件が含まれる事件類型である「金銭のその他」等の事件を統計から除外する処理をしていたが、近年、過払金等事件が減少していることなどを踏まえて、今回からは、そのような除外処理はしないこととしたことが説明された。

民事第一審訴訟事件について、新受件数は、平成22年以降減少傾向にあり、平成27年、平成28年に若干増加したが、平成29年以降は再び減少したこと、平均審理期間は、平成22年以降、長期化傾向にあり、このうち、人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移を見ると、特に、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの争点整理期間が長期化していることなどが説明された。また、医事関係訴訟については、新受件数はここ数年700件台から800件台前半で推移しており、令和2年は816件となっており、平均審理期間は、近年23月から26月の範囲内で推移してきたが、令和2年はやや長期化して26.7月となっていること、建築関係訴訟については、新受件数は近年おおむね1950件から2050件程度で推移しているところ、令和2年は1990件であり、建築関係訴訟全体の平均審理期間は長期的に見ると若干長期化傾向にあることなどが説明された。

続いて、荒谷行政局第一課長から、知的財産権訴訟について、新受件数は直近

10年間で見るとおおむね同水準で推移しており、平均審理期間は、平成5年以降短縮化が進んでいるが、令和2年は15.4か月と前回の平成30年に比べて2.5か月長期化したこと、労働関係訴訟について、新受件数が平成21年以降3000件を超える高い水準で推移しており、令和2年はこれまでに最も多い3960件であること、平均審理期間は、令和2年は15.9か月であり、平成22年以降長期化傾向にあるところ、その要因としては、事件動向に加え、平成23年以降、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が増加傾向にあることのほか、令和2年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う一回目の緊急事態宣言の発出の際、裁判所の業務を縮小したことも影響していると考えられること、労働審判事件の新受件数も労働関係訴訟と同様に高い水準で推移し、令和2年の平均審理期間は107.5日であり、3か月以内に終局した事件は全体の5割弱にとどまったが、これは労働関係訴訟と同様、一回目の緊急事態宣言の発出の際、裁判所の業務を縮小したことが大きな影響を与えたと考えられること、行政事件訴訟については、新受件数は、平成18年以降2000件を超える水準で推移してきたが、平成28年以降は減少傾向にあり、令和2年は前年に比べて120件ほど減少した1692件であり、平均審理期間は、平成18年以降、おおむね14.15か月程度であったが、令和2年は、15.9か月であったことなどが説明された。

イ 意見交換

(山本座長)

- 審理期間について、令和2年はコロナの特殊な事情があるので、これはどちらかという参考値であるが、気になるのは、令和元年の数値である。令和元年はコロナの影響がないのに全体の平均審理期間が9.5か月という数値であり、迅速化調査が始まって以来、過払金の影響を除いて、概ね8から9か月で推移してきた状況に鑑みると、平成30年の9.0か月はやや特殊

要因によるものとの説明があったと記憶しているが、かなり時間を要していく趨勢、動向が見える状況といえる。次の第10期に向けて、これからどういう方向で推移していくかは慎重に見ないといけない。

(4) 民事実情調査について

ア 事務総局からの説明

岩井民事局第一課長から、前回の検証検討会での議論を踏まえて報告案の記述を改めるなどしたことが説明された。

イ 意見交換

(森田委員)

- 「3 検証検討会での議論」について、修文意見を3点申し上げたい。1点目は、「(1) 期日間、期日前の準備の実情」の「裁判所がそのような訴訟指揮をとることは少なく、結果として」という部分である。実情調査では、さほど裁判所が提出の促しや毅然とした措置をとることがなかったと指摘されているものの、多いか少ないかという全体的な傾向については評価が難しいと思うので、「裁判所がそのような訴訟指揮をとらないことがあり、」と修文してはどうか。2点目は、「(2) 期日における争点整理の実情」の「判断枠組みが当然に共有されているものと考えて説明を省略してしまったり」という部分である。期日において、判断枠組み自体を明示的に議論して当事者と共有することが重要で、一方的に裁判所が判断枠組みを説明するわけではないため、「当然に共有されているものと考えて明示的に議論しなかったり」と修文して、判断枠組みについても明示的な議論が必要であるという視点を示してはどうか。3点目は、その下の「裁判所はおもんぱかってやんわりと述べたりする傾向がある」という部分で、一般的な傾向とまで言えるかという点もあるので、「やんわりと述べるにとどまったりすることがある」としてはどうか。

(山本座長)

- 3点、具体的な修文の御提案をいただいたが、この点について、御意見がないようであれば、この御提案で、みなさんの御意見として伺ってよろしいか。事務局の意見はいかがか。

(岩井民事局第一課長)

- 意見はない。

(山本座長)

- それでは、御提案のあった今の3点について、修文することとしたい。

(森田委員)

- 「4 今後に向けての検討について」について、2点申し上げたい。1点目は、「1 争点整理手続の充実について」であるが、この部分は実情調査での発言を踏まえて、準備書面の提出の促しを中心に論じられているところ、それを求める必要性や争点整理の目的など、いわば総論的視点を明確にするために、次のような文章を1行目に入れたらどうか。具体的には、「充実した争点整理を行うためには、漫然と反論のための期日を重ねるのではなく、各期日において何を議論するのかを明確にし、目的意識を持った期日の運営を心がける必要があり、そのためには、裁判所及び代理人が十分な準備をして期日に臨むことが不可欠である。」という修文意見を申し上げたい。充実した争点整理を行うという目的を達成するために、期日前の準備が重要で、裁判所としても、各期日の目的を定めるなど、全体的な審理計画を企図しなければならないというメッセージをもう少し強調したほうがよいのではないか。

もう1点が、「2 合議体による審理の現状と課題について」の「特に、長期化が見込まれる事件を早期に合議に付すために」という部分であるが、「長期化が見込まれる事件」を「審理の見通しがつかずに長期化が見込まれる事件」とする修文意見を申し上げたい。審理が長期化する原因は様々であ

り、各部においては、部全体の事件をどのように処理していくかという最適化の観点から、事件が長期化した原因を分析・検討しながら、審理の見通しがついていない事件や波及効が大きい事件を積極的に付合議にするという運用をしている。単に「長期化が見込まれる事件」とすると、一定期間係属していた事件は一律に付合議にすべきであるという誤解を招きかねないので、審理の見通しがつかないまま長期化するという趣旨を明確にしたほうが良いのではないか。

(出井委員)

- 私も、別の観点からということになるかもしれないが、やはり、「4 今後に向けての検討」の「1 争点整理手続の充実について」の最初の、「期限までに準備書面が提出されない」という記載の前に、総論的な記載があると良いと思う。感想であるが、準備書面の期限通りの提出というのは、背景として代理人サイドからいろいろ言いたいことはあるものの、やはり表現だけを見ると、そんなことも守られていないのかというのは、普通の人を読むとかなりショッキングな記載と思われる。それを薄めるために、総論を入れてくれということではないが、総論があった上で、このようなことが述べられた方が厚みが出るのではないかと思う。

(山田委員)

- 私からは2点、必ずしも修文を必要としない感想めいたことかもしれないが、1つは、「4 今後に向けての検討」の「1 争点整理手続の充実について」の裁判所と代理人との間の意思疎通の問題に関連すると思われる。裁判官、裁判所の方で、争点整理で決定的、確定的な判断枠組みを示すことは確かに難しいことであると思う。そこで、争点整理の前半における裁判所からの判断枠組み、あるいはそれに基づく説明等というのは暫定的な部分があるということを書く必要はないだろうか。もちろん、後半になれば、争点としてまとめていかれることだと思うが。

もう1点は、総論的な記載が必要ではないかという議論と関連するが、訴訟経験者に対する利用者調査の結果を見ると、当事者にとっては、迅速化だけをアピールするのではなく、手続の充実度についてもアピールする必要がある。それに関連するのが、証拠や主張をきちんと提出できたと観念できるかどうかであり、これには期日に証拠や主張を提出することができたとか、手続がわかりやすいとか、裁判官からの判断指示が当事者本人にとってわかりやすいと受け取られたかどうかに関連しているとの結果が出ている。従来議論がされているが、争点整理が充実して、代理人が裁判官からの質問等に対して、当事者本人にわかりやすく説明していただくと、準備も順調に進み、当事者本人の評価も高まる可能性があるのではないか。これは訴訟の勝敗とは関係ない評価であり、これが進むと司法制度及び裁判制度全体の評価も高まるという観点もある。それから、争点整理の充実化をどのように弁護士に共有化させるかということも問題となっており、弁護士にとって、当事者本人からの高い評価を得られることができ、満足も得られることができるということが一つインセンティブになり得るのかなと思ったところである。

その意味で、当事者のためというところは、当事者からわかりやすさ等の評価が高まるのではないかという趣旨も含み得るので、もし可能であれば、一言を付け加えていただくとありがたい。

(山本座長)

- まず、第一点は、森田委員からの御提案で、検証委員会での議論については、修文をして、その裁判所が前提とする判断枠組みについて説明を省略するのではなく、そこを明示的に議論をしないという、議論の対象であるということをも明らかにしたという関係で、「4 今後に向けて」の「1 争点整理の充実について」のところで、「裁判所は、代理人に対し、前提にしている判断枠組みを説明の上で」という部分についても少し整合性に欠けるように思われる。この部分についても、判断枠組みを説明するというよりも、そ

の判断枠組み自体が議論の対象となり、それを明示的に議論するものである
というように、「3 その検討会での議論」の修文と平仄を合わせる記載ぶ
りにするのが良いのではないか。

(森田委員)

- 今御指摘のあった、山田委員及び山本座長の御意見に賛成である。例え
ば、「裁判所は、代理人に対し」の部分で、「裁判所は、代理人との間で、
判断枠組みについて共有するよう明示的に議論した上で、質問や発言の意図
を丁寧に説明し」と修文してはどうか。

(山本座長)

- そのような形に修文したいと思う。第2点は、法曹関係者の話になってい
るわけで、それは当事者本人の満足や理解を図っていくために必要なことで
あるが、具体的にどこに何を記載すべきか。総論的な部分に記載すべきか。

(山田委員)

- おっしゃるとおりであり、手続の充実と当事者本人にも理解してもらうこ
とや評価してもらうことを一つ付け加えてもらえるとありがたい。

(出井委員)

- 森田委員の意見で加える総論において、そのことがまた手続についての当
事者の満足に繋がることになるという形で入れるのがよいのではないか。

(山本座長)

- 修文内容については、事務局の方で検討し、工夫をしていただきたい。

(岩井民事局第一課長)

- 承知した。

(小林委員)

- 「3 検証検討会での議論」の「1 争点整理手続の充実について」の
「締切りを守るのが常識である」という部分について、締切りを守るのは当
たり前だろう、と話をさせていただいて、その趣旨を反映していただいたこ

とはありがたいところではあるが、ちょっと言葉が強いのではないかという気がしている。「忖度」とか「かばい合っている」という部分についても、忖度という言葉は最近、本来の意味とは違うように使われることがあるので、「改善が見られない」で留めていただくとか、お互いがという趣旨を入れるのであれば、「おもんぱかって遅延を許容してしまっている」としてはいかがか。

(出井委員)

○ 賛成である。

(小林委員)

○ 刺激的な言葉を使うことで、実態よりも悪く捉えられるというのは良くないと思う。

(山本座長)

○ 私としては強めの言葉でもよいと思うが、確かに常識という言葉の反対は非常識なので強いように思われる。当然であるというぐらいが相当だろう。忖度、かばいあいを「おもんぱかって遅延を許容して」とすることはそのとおりであるように思われる。事務局は、そのような形で修文されたい。

(5) 刑事通常第一審事件の統計データ分析について

福家刑事局第一課長から、刑事通常第一審事件全体について、新受人員及び終局人員は、平成25年までの減少傾向に歯止めが掛かり、若干の増減はあるもののおおむね横ばいの状況にあること、平均審理期間は、近年は、おおむね横ばいの状況にあったが、令和2年は若干長期化しており、この背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出の影響もあると思われ、平均開廷間隔、事案複雑等を事由とする長期係属実人員数についても同様に増加が見られること、裁判員裁判対象事件について、新受人員及び判決人員は、近年はおおむね横ばいの状況にあったが、令和2年には減少していること、公判前整理手

続期間については、平成28年までの長期化傾向に歯止めが掛かり、近年はおおむね横ばいの状況にあったが、令和2年には長期化しており、この背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出の影響もあると思われることなどが説明された。

(6) 刑事実情調査について

ア 事務総局からの説明

福家刑事局第一課長から、前回の検証検討会での議論を踏まえて報告案の記述を改めるなどしたことが説明された。

イ 意見交換

(平出委員)

- 「3 検証検討会での議論」に「意識した教育」と書いているが、修習には「教育」という言葉は使わないと思うので、「意識した修習」に直したほうがいいと思う。

(福家刑事局第一課長)

- 修習では「指導」という言葉が一般的に使われていると思うので、「指導」に修文することが考えられる。

(7) 家事事件・人事訴訟事件の統計データ分析について

ア 事務総局からの説明

戸荻家庭局第一課長から、家事事件及び人事訴訟事件について、令和2年の統計の傾向の大きな特徴として、平均審理期間について令和2年は従前の長期化傾向に照らしても大きく長期化していることが挙げられ、この背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあると思われるとの説明がされた。

別表第一審判事件の新受件数は、主として後見等監督処分事件等の増加の影響

により増加しており、別表第二事件についても、調停事件を中心としておおむね緩やかな増加傾向にあり、平均審理期間も高止まり状態又は緩やかな長期化傾向にあること、一般調停事件については、新受件数が長期的に見れば減少傾向にあるが、平均審理期間については、令和元年まで緩やかな長期化の傾向にあり、令和2年に大きく長期化していること、遺産分割事件については、新受件数が近年高止まり状態にあるが、平均審理期間については、令和2年は前年と比較して大きく長期化していること、また、調停に代わる審判で終局した事件割合が、平成30年の21.5%より増加して27.9%となっており、遺産分割事件において、調停に代わる審判が、簡易迅速な紛争解決手段として積極的に活用されていることがうかがわれること、婚姻関係事件については、新受件数が若干減少しているものの、依然として高水準にあり、平均審理期間は長期化傾向にあること、子の監護事件については、新受件数がおおむね増加傾向にあると同時に、平均審理期間も長期化傾向にあるが、長期化傾向の要因としては、子の監護事件の中でも、審理が長期化する傾向がある面会交流、子の監護者の指定及び子の引渡し各事件が増加傾向にあることが挙げられることが説明された。

また、人事訴訟については、新受件数は減少傾向にある一方で、近時の平均審理期間の長期化傾向は依然として続いており、長期化傾向の要因に関しては、財産分与の申立てのある離婚事件の割合が長期的に見て増加傾向にあることのほか、離婚原因等に関し、周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返される傾向にあることが挙げられることなどの説明がされた。

イ 意見交換

(山本座長)

- 民事事件について申し上げたことと同様なことを家事・人訴についても感じる。とりわけ人訴は、令和2年は特殊な要因だと思うが、令和元年を捉えてもずっと長期化傾向が続いており、かなり長くなっている印象である。

従来の長期化要因の分析では、主として財産分与の申立ての割合が増加したためとこれまで説明されてきたが、ここ数年は、財産分与の申立ては35%、36%くらいと横ばいであるが、審理期間は着実に長くなっているの
で、更に分析をしていく必要があるのではないか。これもコロナの影響がある程度収まった段階で慎重に見ていく必要があるのではないか。

(8) 家事情調査について

ア 事務総局からの説明

戸荻家庭局第一課長から、前回の検証検討会での議論を踏まえて報告案の記述を改めるなどしたことが説明された。

イ 意見交換

(奥山委員)

○ 「3 家事事件及び人事訴訟事件に係る実情調査の結果」の「2 実情調査の結果」で、「好意的な意見」との記載について修正を御検討しているとのことだが、「好意的な」を削除するだけだと、実際と違った感じがするので、例えば、「適切な対応がされているとの意見が出されたが、今後調停室等の整備については、検討を続ける必要性が指摘された」など、今後も検討しなければいけないという点を加えた方がいいと思う。

(戸荻家庭局第一課長)

○ 感染防止の観点から現在でも、三密を回避するために、別室調停方式の活用や、空いている部屋を待合室として利用するなど、工夫を各庁でしているところであるが、委員の意見を踏まえ、検討させていただく。

(小林委員)

○ 子の監護事件の審理期間が延びており、かつ、割合としては少ないが、2年を超えて紛争が続いている子供たちが何百人といるんだなと思うと、子供の顔が浮かんで凄く切なかった。子にとって2年3年はとてつもなく長い期

間なので、それをなくしていかなきゃいけないという文章をうまく入れられないか。「子の利益を最優先したい」とは書いてあるが、無味乾燥な感じがしてしまう。これは裁判所だけの問題ではなく、それに関わっている当事者の意識も変えなくてはいけないと思う。

(山本座長)

- 紛争が継続しているということ自体が、子の成長に与える影響というのは相当考えなくてはいけないところだと思う。「5 今後に向けての検討」2項の「紛争解決の遅滞が当事者やその子に与える影響について十分に認識した上で」という記載の「その子に与える影響」という部分について、もう少し工夫して書けることがあればと思う。

(小林委員)

- 意識を共有するためにどうしたらよいかという問題意識みたいなものが入ったらいいと思う。

(戸荻家庭局第一課長)

- 修文を検討する。

(山田委員)

- 「5 今後に向けての検討」のところで2点ほどある。一つ目は、手続、特に家事調停に関しての手続の進め方、例えば、どういう論点を優先するか、あるいは迅速な手続にしていきたいかじっくり聞いてほしいか、というような、一定のニーズを踏まえて、事件ごとのメリハリを考えていくという議論の御紹介があったと思われる。そのため、例えば、「5 今後に向けての検討」1項の「個々の事件の性質・内容」、「手続の進行段階」等のメリハリのある調停運営を行うに当たっての考慮要素に当事者のニーズも入れていただきたい。

二つ目は、傾聴の技法に関する記載のところで「うなずき、反復、要約といった傾聴の技法は重要であるものの、それにとどまるものでもなく」とい

う箇所、そのまま読むと、傾聴の技法は、紛争解決のための必要な事項の聴取とは別のものであるようにも読めるが、私の知る限りでは、傾聴の技法はそういう狭い意味のものではなくて、適切な紛争解決に必要な事項の的確な聴取も包含すると思う。「・・・重要である。それを活かして紛争解決のために必要な事項をも的確に聴取する」などといった修文をすれば誤解が少なくなかなと思う。

(出井委員)

- それに関連して、私も傾聴のところが気になっている。「4 検証検討会での議論」の「傾聴の技法を強調するだけでは」を「傾聴の技法の一側面のみを強調するだけでは」と修正することと平仄を合わせてはどうか。「4 検証検討会での議論」の「③実情調査において、調停委員の傾聴スキルの重要性に関する指摘があったが、単によく聴いたり、うなづくだけでは足りないのであって」という書き方が、傾聴スキルのことを真正面から捉えて書いているのかと気になった。「単によく聴いたり、うなづくだけでは足りないのであって」とまで書く必要はなく、削ってもいいように思うし、あるいは「傾聴の技法と共に」とかにしてもよいのではないかという気がした。それから「建設的な合意形成に向けた意識変化を促すような発言をするべきであるところ」との記載は二項対立みたいになっているが、必ずしも傾聴の技法とこういう発言をすることは矛盾対立するものではないと思うので、ここは「意識変化を促すような発言をすることも重要である」にするなど、先ほど山田委員の御発言とも関連してもう少し検討していただきたい。

(森田委員)

- 「4 検証検討会での議論」の「一側面のみを強調」と修正する点は、私が申し出た意見だが、山田委員と出井委員の御意見と同趣旨である。傾聴自体が、単に聴くだけではなく、聴くことを通じて自己理解を深め、問題解決についても積極的に考える契機となるという側面を内包している概念である

と思う。実情調査でも、当事者の話をただ聴くことだけではなく、当事者に一定の見通しを伝え、自主的決定ができるようにサポートすることが傾聴の意義だという発言も調停委員から出ていたと思う。あるべき傾聴としては、話を聴くことを通じて、その人自身が自ら紛争解決に前向きになるような契機を授けることであり、そのような聴き方を調停委員としても重きを置いていると思う。傾聴が紛争解決の契機となり得るものだという観点からの修文がされるとよいと思う。

そういう観点からすると、出井委員の御意見のとおり、「4 検証検討会での議論」の「単によく聴いたり、うなずくだけでは足りないのであって」の部分は削ってもよいと思うし、「意識変化を促すような発言をするべきである」という部分を「意識変化を促すような発言をすることも重要である」とすることには賛成である。

「5 今後に向けての検討」の「うなずき、反復、要約といった傾聴の技法は重要であるものの」は、削ってしまうか、「うなずき、反復、要約等にとどまるものでもなく」として、その上の「例えば、事情聴取についても」「例えば、事情聴取についても、傾聴するに当たっては」と前置きするような修文も考えられる。

具体的な表現については、事務局に一任したい。

(山田委員)

- 「4 検証検討会での議論」の「単によく聴いたり、うなずくだけでは足りないのであって」は、おそらく私の発言を踏まえたものと思うが、その趣旨は、今、出井委員、森田委員にお話しいただいたとおりである。

私の発言は、傾聴という技法を単によく聴いてうなずくというところに矮小化しないでほしい、建設的な合意形成に向けた意識変化を促すような発言も含まれるという趣旨だったので、出井委員、森田委員の発言の趣旨で修文してもらえれば大変ありがたい。

(戸荊家庭局第一課長)

- 各委員の指摘の方向で修文を検討する。

(奥山委員)

- 「5 今後に向けての検討」の「充実させるべきところは充実させ、時間をかけるべきところは時間をかけ、合理化させるべきところは合理化する」というところであるが、充実させるというのは、よく分からない。何を充実させるのか。

また、「メリハリのある調停運営」、「メリハリのある事情聴取」など、メリハリという言葉がいっぱい出てくるが、一回くらいでいい。カタカナの4文字がいっぱい出てくると、何も言っていないことと等しくなる。

(山本座長)

- 例えば「4 検証検討会での議論」2項の子を巡る問題について「個々の事件の内容を具体的に見ながらメリハリのつけ方を見極めていく」という記載があると思うが、イメージとしては、そういうような個々の事件あるいは個々の事案の局面に応じて、時間をかける必要がある事件あるいは時間をかけるべき局面と、もう少し合理化して迅速に進める部分もあって、単に時間をかければいいのか、あるいは単に迅速化すればいいという話ではないということをもさにメリハリをつけて記載するという感じかもしれない。

(奥山委員)

- 充実させるべきことは何なのか、これからしっかり考えなきゃいけないと言う必要があるので、考えましょうという投げかける文言のほうがよろしいのではないかなと思う。

(山本座長)

- 漫然とではなく、それぞれの事件、それぞれの局面で時間をかけるべきところなのかどうか、それぞれよく考えてくださいと、趣旨としてはそういうことではないか。

(奥山委員)

- 明確な方針があればよいが、そのような方針がない中で、これから考えなければいけない、どうしたらいいかということ提言するので、意識されていなければいけない。

(山本座長)

- 調停委員会なり手続代理人も含めて、それを意識してほしいという点が非常に重要なメッセージではないかと思う。

(戸荻家庭局第一課長)

- 「充実させるべきところは充実させ」は、期日の内容について、例えば書面のやり取りや何かを書かせることで期日を使ってしまいうのではなく、事前にそういう準備をした上で、実際の調整、あるいは働き掛けを行うなど内容の濃い期日をするという、そういうイメージで書いたところである。

「時間をかけるべきところは時間をかけ」は、調停は、あまり事件と関係ないところも含めて当事者の話をずっと聴いてしまって時間をかけてしまうという批判もないわけではなかったところで、先ほど座長の指摘のとおり、どの程度時間をかけるかは局面に応じて違うものではないかと思っており、例えば、手続の最初の方では、調停委員が当事者との間で信頼関係を得るためにじっくり話を聴くという場面もあっていいと思うし、段々局面が変わってきた場合には、もう少し合理的に事情聴取して短時間で終わらせるということもあっていいかもしれない。そのような趣旨で書いたものだが、今の委員の指摘の趣旨も含めて修文を検討する。

(出井委員)

- 「4 検証検討会での議論」の3項の「他方、訴訟代理人としては、当事者本人の要望を受けて関連性のない主張をせざるを得ない場合もある」とあり、検討会ではこういう表現だったかもしれないが、「関連性のない主張」は非常に強い表現であって、考えてみると全く関連性がない主張はあり得な

いから、関連性が薄いとか、関連性が必ずしも十分ではないとか、そういう表現にした方がよいと思う。

(戸茆家庭局第一課長)

○ 委員の指摘の方向で修文を検討する。

(9) 巻頭言，概要及びその他について

ア 事務総局からの説明

川山総務局企画官から、巻頭言の説明に加え、巻頭言の後に、本報告書の概要をポンチ絵にまとめたものを掲載予定であるところ、今回の検証検討会で新たに示した報告書案の本文と対応して、概要にも新たな部分を追加したなどの説明がされた。

イ 意見交換

(奥山委員)

○ ポンチ絵の刑事の「検証検討会での議論」において、事件内容の変化について「法曹三者による取組による対処は容易ではない」と記載されているが、先ほどの「3 検証検討会での議論」のところでは「改善を図ることは容易ではないとの指摘があった」とした上で、証拠のデジタル化が実現すれば、改善が期待できる部分もあるのではないかという意見がついている。ポンチ絵だとそのような記載がなく、「容易ではない」とだけ書いてあると投げやりに出来ないと言っている感じがする。少なくとも「対処方針の策定は容易ではない」とか、「方針を立てることは必ずしも容易ではない」とか何か取り組んでいることがないとちょっとどうかなという感じがする。「3 検証検討会での議論」でも「改善を図ることは容易ではない」というのも気になったので、そこももしかしたら「改善案を策定することはそうやすやすと出来るものではない」とか、検討しているということを含ませた文言の方がよいと思う。

(福家刑事局第一課長)

- 将来的なことも含めて「直ちに改善を図ることは」などと時点を入れることも考えられるが、修文について検討したい。

(山本座長)

- 本文はかなり膨大なので、このポンチ絵だけを見る人も少なからずいるのではないかという気がするので、このポンチ絵のまとめは非常に重要な意味を持っていると思う。本文を修文する点は、ポンチ絵にも適切に反映されるよう修文を考えたいが、本文の修正に合わせてポンチ絵の修正についても承認を得られた形にしたい。

(清藤総務局総括参事官)

- 先ほどコロナ編の「4 検証検討会での議論」の「1」で身柄事件に絞ってと書いてある点につき、畝本委員や小林委員から御指摘があったところだが、例えば「在宅事件については、早期処理の必要があるものから優先順位をつけて処理しつつ、被疑者の身柄が拘束されている事件を中心に処理していたところが多いこと」と修文することはどうか。

(小林委員)

- 在宅事件と身柄事件ではどちらが多いのか。

(清藤総務局総括参事官)

- 件数は在宅事件の方が多くないと推測している。文章の流れからいくと、刑事事件が減っているという話なので、先に在宅事件について早期処理の必要があるものから優先順位を付けて処理しつつ、身柄事件についてちゃんと処理していたということを後ろにもってくる流れの方が前後のつながりがよいかと思う。

(畝本委員)

- 私も修文案を考えていたが、身柄事件を先にすると、例えば「身柄事件の処理を優先的に行い、在宅事件については早期処理の必要性の高いものに絞

って処理をしていたことも影響」という修文が考えられる。どちらを先にするのがいいのかわかに判断しがたいが、二つ並べた方が処理の実情が分かってもらえると思うので、より分かりやすい方にさせていただきたい。

(小林委員)

- 私も敵本委員と同じ順番で考えていた。身柄事件の方を先にする方が分かりやすいと思った。

(山本座長)

- 更に検討し、文案を固めることにさせていただきたい。

(小林委員)

- 「はじめに」の最終に一点、追加してほしいと思うところがある。「裁判手続の運営上の工夫や取組が行われていることも明らかになった」の後に「こうした工夫が見られた中で迅速化に資するものがないか考えることも今後の検証に役立つであろう」みたいな一文が入ればよいと思う。

5 今後の予定について

本日の議論を踏まえた報告書案の修正については座長及び事務局に一任することとされた。

事務局から、第9回検証結果の公表は7月の最終週に行う予定であることが説明された。また、次回の検討会は9月頃に開催することとし、第10クールの検証の方向性等について意見交換することが確認された。次回検討会の具体的な日時は追って調整することとなった。

(以 上)